

(案)

東濃森林管理署庁舎清掃等業務契約書

1. 作業名 令和8年度東濃森林管理署庁舎清掃等業務

2. 作業内容 別紙「庁舎清掃等業務作業仕様書」による。

3. 作業場所 岐阜県中津川市付知町 8577-4 東濃森林管理署

4. 契約期間
自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日

5. 請負金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ 円)
ただし1ヶ月分の請負金額については別紙1に記載

6. 契約保証金 免除

上記について、次の条件をもって請負契約を締結したので、契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

発注者

岐阜県中津川市付知町 8577-4
分任支出負担行為担当官
東濃森林管理署長 見市 貴司

受注者

条件

(総則)

第1条 受注者は、この契約条項及び仕様書に基づき、常に善良な管理をもって清掃等（以下「作業」という）を行なわなければならない。

- 2 仕様書に明示されていない事項については、発注者、受注者協議して定めるものとする。
ただし、軽微な事項については、発注者又は、発注者の指定する職員の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡制限及び再委託の制限)

第2条 受注者は、この契約に属する権利又は義務を発注者の承認を得ないで第三者に譲渡することができない。

- 2 受注者は、この請負業務達成のため、請負業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

(現場責任者の選任及び任務、届け出)

第3条 受注者は、この契約締結後速やかに、現場責任者を作業に従事する者の内から選任し現場責任者及び清掃に従事する者の氏名、その他発注者が必要と認める事項を書面をもって届けなければならない。

- 2 発注者は、本契約の履行に関する指示等する場合は、受注者の選任した現場責任者に対して行うものとする。
- 3 現場責任者は次の事項について、受注者に代って受注者の従業員を直接指揮命令する。
 - (1) 従業員の指揮監督及び業務処理
 - (2) 本契約業務履行に関する発注者との業務連絡及び調整
 - (3) 発注者からの仕様書に基づく注文事項の受注
 - (4) その他、本契約の目的達成に必要な事項

(作業区域又は作業内容の変更等)

第4条 発注者は、必要ある場合は作業区域又は、作業内容を変更することができる。この場合において、委託料を変更する必要があるときは発注者、受注者協議してこれを定めるものとする。

- 2 発注者において必要ある場合は、受注者に対し隨時作業区域の特定、作業の中止又は特定場所への立入を禁止することができる。

(作業終了後の報告)

第5条 受注者は、毎日の掃除完了後、発注者又は発注者の指定する職員に作業完了済の報告をなし確認をうけるものとする。

発注者又は発注者の指定する職員の確認の結果、未処理のものがある場合は、ただちにその指示に従って手直しを行うものとする。

(秘密の保持等)

第6条 受注者は、この契約履行中又は、作業中に知り得た秘密を守るとともに、作業の実施にあたっては品位を保つようにしなければならない。

- 2 受注者は、発注者又は発注者の指定する職員の承諾を得ず、庁舎内の作業区域以外に立入又は、正当な理由なくして備付物件を所定場所以外に持ち出すことはできない。

(機械器具等の負担等)

第7条 この契約履行に使用する機械器具及び消耗品は、発注者が受注者に貸与又は支給するものとする。

(作業仕様書「別表付与品調書」のとおり)

- 2 発注者は、受注者の作業実施に必要な電力、水道及びガスを無料で使用させるものとする。
- 3 発注者は、受注者が清掃を行うため使用する機械器具及び消耗品を保管する場に控室等として利用する施設の一部休憩室を、無料で利用せるものとする。

(請負金額の請求及び支払)

第8条 請負金額の請求は1ヶ月毎とし、完了分について受注者の支払請求書を発注者が受理した日から30日の期限までに委託料を支払わないときは、発注者は、その期限の翌日から代金を支払った日までの遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める公示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払うものとする。ただし、期限までに支払いをしないことが天災、その他やむを得ない理由による場合は、その理由の継続する期間は約定期間に算入しないものとする。

- 2 前項の遅延利息が100円未満であるときは、発注者は支払を要しないものとし、また、その額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 契約期間中、発注者の指示又は受注者の申し出により、発注者が承認した作業をしなかった期間については、1か月の料金から日割り計算した額を減額して支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 受注者の故意又は過失により発注者の建物、設備及び備品並びその他の物件を滅失又は棄損したときは、受注者は発注者の指示に従い原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者の故意又は過失により作業中第三者に損害を及ぼしたときは、受注者はその賠償の責を負わなければならない。

(契約解除)

第10条 発注者は次の各号のうちいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。この場合に受注者は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を、発注者に支払うものとする。

- 2 受注者が正当な理由なく契約上の義務を履行せず又は、履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- 3 受注者が、この契約に関し不正行為をなしたと発注者が認めたとき。
- 4 受注者が、契約条項に違反したとき。
- 5 受注者が正当な理由なく契約解除を申し出たとき。

第 11 条 前項による契約解除が月の中途でなされたときは、第 8 条第 4 項に定める 1 日当たりの金額に、その月に作業を行った日数を乗じて得た額を支払うものとする。

(債権債務の相殺)

第 12 条 発注者は、この契約により受注者より発注者に支払う金銭債務があるときは、受注者に支払う委託料を相殺することができる。

(契約以外の事項)

第 13 条 この契約に定めない事項については、発注者、受注者協議して定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 14 条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 7 条又は第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。) の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) が刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは第 98 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 15 条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。) の規定による排

除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争の解決)

第16条 この契約に関し紛争を生じたときは、発注者、受注者協議をなし、協議が調わないときは第三者に調停を依頼するものとする。

(特約条項)

第17条 特約事項は別紙1、別紙2のとおり

特 約 事 項

(契約条件)

- 1 発注者及び受注者は、本請負契約のうち予算の関係上、請負金額を月別に割振し、この契約の効力を月別毎に生じさせるものとする。

2 年間割振額

月別	請負金総額	備 考
4 月	円	
5 月	円	
6 月	円	
7 月	円	
8 月	円	
9 月	円	
10 月	円	
11 月	円	
12 月	円	
1 月	円	
2 月	円	
3 月	円	
計	円	

別紙2

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確認)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除せざるようしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除せざるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。